

○熊本市私道整備補助金交付規則〔土木総務課〕

昭和52年4月10日

規則第18号

改正 昭和53年3月31日規則第15号

昭和55年7月29日規則第38号

昭和56年7月30日規則第49号

昭和59年4月1日規則第23号

平成2年3月31日規則第19号

平成3年3月30日規則第46号

平成14年9月26日規則第72号

平成14年9月27日規則第83号

平成17年3月24日規則第43号

(題名改称)

平成26年8月26日規則第79号

(目的)

第1条 この規則は、一般交通の用に供している私道の整備工事又は補修工事を行う者に対して補助金を交付し、もって住民の生活環境の改善を図ることを目的とする。

(平2規則19・平14規則72・平17規則43・一部改正)

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公道 道路法(昭和27年法律第180号)に規定する道路、熊本市法定外公共物管理条例(平成16年条例第60号)第2条に規定する法定外公共物である道路及び公法人により道路として一般交通の用に供されている道路(公共施設に通ずる道路で特に市長が認めるものを除く。)をいう。
- (2) 私道 前号に規定する公道以外の道路をいう。
- (3) 整備工事 私道の整備のため施行する舗装工事、側溝等排水施設工事、交通安全施設工事及び簡易土留工事をいう。
- (4) 補修工事 私道の整備のため施行された舗装工事、側溝等排水施設工事、交通安全施設工事及び簡易土留工事に対して維持補修を行う工事をいう。

(昭53規則15・昭56規則49・平2規則19・平17規則43・一部  
改正)

(補助金の交付対象)

第3条 市長は、次の各号のいずれにも適合する私道について整備工事を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

- (1) 現に一般交通の用に供されていること。
- (2) 所有者の異なる家屋3棟以上の敷地への出入りに利用されており、かつ、その状態となって3年以上経過していること。
- (3) 所有者の異なる複数の土地(公道及び私道に係る土地を除く。)が接していること。

2 市長は、次の各号のいずれにも適合する私道について補修工事を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

- (1) 前項の要件に適合するものであること。
- (2) 整備工事又は補修工事施行後10年を経過していること。
- (3) 補修工事に係る部分が次のいずれかに該当すること。

ア 舗装工事にあつては、当該面積がおおむね50平方メートル以上であること。

イ 側溝等排水施設工事にあつては、当該部分の長さが10メートル以上であること。

ウ 交通安全施設工事(防護柵工事を除く。)にあつては、別に定める基準を満たすものであること。

エ 交通安全施設工事のうち防護柵工事にあつては、腐蝕等により安全性が著しく低下したものであり、当該部分の長さが20メートル以上であること。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる場所で施行する整備工事又は補修工事は、市長が特に認めた場合を除き、補助金の交付対象としない。

- (1) 幅員が1.8メートル未満である区間
- (2) 行き止まりの私道にあつては、当該私道の始端から、当該私道を敷地への出入りに利用している家屋のうち最も当該私道の終端に近いものの敷地の前面の部分までの区間以外の区間

4 前3項の規定にかかわらず、終端に公共施設がある私道に係る整備工事又は補修工事で市長が特に必要と認めるものについては、予算の範囲内で補助金を交付する

ことができる。

(昭53規則15・昭55規則38・平2規則19・平14規則72・平14規則83・平17規則43・平26規則79・一部改正)

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、市長が別に定める補助基準により算出した工事費に100分の75を乗じて得た額とする。ただし、その額が250万円を超えるときは250万円とし、10万円未満のときは補助金は交付しない。

(昭53規則15・昭55規則38・昭59規則23・平2規則19・平17規則43・一部改正)

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、私道整備(補修)補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 整備工事又は補修工事の施行箇所となる土地に係る所有者の承諾書(様式第2号)
- (2) 私道整備(補修)工事及び口座振込同意書並びに共同施行代表責任者選任書(様式第3号)
- (3) 私道整備(補修)工事実施計画書(様式第4号)

2 前項第1号の規定にかかわらず、市長は、整備工事又は補修工事の施行箇所となる土地が数人の共有に属する場合であって、申請者が当該共有に属する土地に係る全ての所有者の承諾書を得ることができないことにつき特別の理由があると認めるときは、当該共有の土地に係る一部の所有者の承諾書の添付を省略させることができる。この場合において、申請者は、前項の申請書に、当該理由があることを証するため市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(昭53規則15・一部改正、平2規則19・旧第6条繰上・一部改正、平3規則46・平17規則43・平26規則79・一部改正)

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定をするものとする。この場合において市長は、必要な条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、私道整備（補修）補助金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

（平2規則19・旧第7条繰上・一部改正、平14規則72・平17規則43・一部改正）

（工事着工）

第7条 申請者は、前条第2項の規定による決定通知を受けた後遅滞なく工事に着工しなければならない。

2 申請者は、工事に着工したときは、速やかに私道整備（補修）工事着工届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（平2規則19・旧第8条繰上・一部改正、平17規則43・一部改正）

（工事の変更等）

第8条 申請者が補助金の交付決定の通知を受けた後、工事を中止し、又は工事内容を変更しようとするときは、私道整備（補修）工事中止（計画変更）承認申請書（様式第7号）を提出し、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請を受けた場合において、補助金の交付の変更又は不交付を決定したときは、私道整備（補修）補助金変更交付（不交付）決定通知書（様式第8号）により当該申請者に通知するものとする。

（平2規則19・旧第9条繰上・一部改正、平17規則43・一部改正）

（工事完了届）

第9条 申請者は、工事が完了したときは、速やかに私道整備（補修）工事完了届（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 精算報告書（様式第10号）

(2) 工事工程写真

（平2規則19・旧第10条繰上・一部改正、平17規則43・一部改正）

（工事完了検査）

第10条 市長は、前条の私道整備（補修）工事完了届を受理したときは、工事竣工確認検査を行うものとする。

2 前項の規定による検査の結果、工事が補助金交付決定書の内容に適合しないと認めるときは、市長は、申請者に工事の手直しを命ずることができる。

(平2規則19・旧第11条繰上・一部改正、平17規則43・一部改正)

(補助金の交付時期)

第11条 市長は、前条の検査の結果、補助金交付決定の内容に適合していると認めるときは、申請者に対して補助金を交付するものとする。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、私道整備（補修）補助金交付確定通知書（様式第11号）により当該申請者に通知するものとする。

(平2規則19・旧第12条繰上・一部改正、平17規則43・一部改正)

(補助金交付決定の取消し)

第12条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) この規則及びこの規則に基づく指示に反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金交付の決定を取り消したときは、私道整備（補修）補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により当該申請者に通知するものとする。

(平2規則19・旧第13条繰上・一部改正、平17規則43・一部改正)

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、私道整備（補修）補助金返還命令書（様式第13号）により期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(平2規則19・旧第14条繰上・一部改正、平17規則43・一部改正)

(維持管理)

第14条 この規則による補助金の交付を受けて整備された私道の維持管理は、工事施行者において行うものとする。

(平2規則19・旧第15条繰上、平17規則43・一部改正)

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

(平2規則19・旧第17条繰上)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年3月31日規則第15号）

- 1 この規則は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の熊本市私道等整備補助金交付規則第4条の規定は、昭和53年4月1日以降交付申請のあつたものから適用し、同日前に交付申請のあつた補助金については、なお従前の例による。

附 則（昭和55年7月29日規則第38号）

- 1 この規則は、昭和55年8月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の熊本市私道等整備補助金交付規則第4条の規定は、昭和55年8月1日以降交付申請のあつたものから適用し、同日前に交付申請のあつた補助金については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年7月30日規則第49号）

- 1 この規則は、昭和56年8月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の熊本市私道等整備補助金交付規則第2条の規定は、昭和56年8月1日以降交付申請のあつたものから適用し、同日前に交付申請のあつた補助金については、なお従前の例による。

附 則（昭和59年4月1日規則第23号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第4条の規定は、昭和59年4月1日以後に交付申請のあつたものから適用し、同日前に交付申請のあつた補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成2年3月31日規則第19号）

- 1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第4条の規定は、平成2年4月1日以後の交付申請に係る補助金から適用し、同日前の交付申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成3年3月30日規則第46号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成14年9月26日規則第72号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年9月27日規則第83号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月24日規則第43号）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の熊本市私道整備補助金交付規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付の決定を受けることとなる補助金から適用する。

附 則（平成26年8月26日規則第79号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第3条及び第5条の規定は、この規則の施行の日以後に交付申請のあった補助金について適用し、同日前に交付申請のあった補助金については、なお従前の例による。